

【換地処分に伴う住所変更手続のご案内】

【住所変更について】

野田市 市民生活部
市民課
〒278-8550 野田市鶴奉7-1
TEL04-7123-1081(直通)

【区画整理事業について】

野田市 都市部
都市整備課
〒278-8550 野田市鶴奉7-1
TEL04-7123-1647(直通)

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

はじめに

現在、皆さんのがお住まいになっている地区は、梅郷駅西土地区画整理事業の換地処分の効力発生にあわせて、字名が変更になります。

これにより、皆さんの住んでいる地区的住所、本籍なども変わります。

そこで、住所や本籍などがどのようになるのか、変わることによりどのような手続が必要になるのかをまとめました。

皆さんご自分で手続をしていただくものもありますので、ご協力をお願いします。

目 次

1	皆さまにお届けするもの	2
2	新しい住所等の表し方	2
3	郵便番号について	3
4	新しい住所のお知らせと住所変更証明書の送付について	3
5	住所変更の手続について	
(1)	市役所等で書き替える公簿類	4
(2)	関係者各自が届出を必要とする事項	4
(3)	事業所(法人)等で住所変更の手続をしていただく主なもの	7
6	住所変更通知用のはがきについて	7
7	不動産の住所変更登記について	8
8	地番変更証明の交付について	8

1 皆さまにお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの

【換地処分に伴う住所変更手續のご案内】	住所変更の実施に伴い、皆さまに知りたいこと、住所変更の手續等を説明した冊子（現在、ご覧いただいているものです。住所変更手續の際にお使いください。）
---------------------	---

◆ 今後お届けするもの

	内容	お届けする時期
住所変更のお知らせ 「字の区域及び名称変更について（通知）」	新しい住所が記載された通知書です。	住所変更日以降、市民課から送付します。
住所変更証明書	住所変更のお知らせとあわせて、通知いたします。	住所変更日以降、市民課から送付します。
住所変更通知用のはがき (一世帯 50枚)	新しい住所をお知らせするために、日本郵便（株）が発行する無料はがきです。	住所変更日以降、1世帯50枚を配布いたします。

2 新しい住所等の表し方

新しい住所等の表し方は、次のように変更となります。

（例）

◆ 住所

（実施前）野田市 山崎 ○○○番地の○

（実施後）野田市 梅郷 △△△番地の△

新地番

※本籍表示は「○○番地○」で表します。

◆ 不動産（土地・建物）

（実施前）野田市 山崎 字宿 ○○○番○

（実施後）野田市 梅郷 △△△番（地）△

新地番

※土地の地番は「番」、建物の所在地は「番地」で表します。

3 郵便番号について

新しい郵便番号は、現在、郵便局と協議しており、決定次第お知らせいたします。

梅郷	278-0000
----	----------

4 新しい住所のお知らせと住所変更証明書の送付について

新しい住所のお知らせは、住所が変更される区域内に住民登録をされている皆さんに送付いたします。住所変更手続の際に必要となる「住所変更証明書」、「本籍変更証明書」も同封されていますので、各種の住所変更手続にお使いください。

必要部数が足りない場合には、市役所市民課窓口、閑宿支所窓口及び各出張所窓口にて無料で発行いたします。

《各手続は住所変更日以降に行ってください》

証明書の名称	内容	手続等	担当課
住所変更証明書 本籍変更証明書	変更当時に野田市にお住まいの方の氏名と住所の表示（変更前と変更後）を証明するものです。 証明書の対象となる方が変更当時に住民登録があったことが確認された場合にのみ証明書を発行できます。	住所変更日以降に市役所市民課窓口、閑宿支所窓口及び各出張所窓口にて無料で発行いたします。 印鑑不要 必ず本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参すること。 代理人の場合、要委任状。	市民課受付係 TEL04-7199-2020

注1：住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄本等は、有料となります。

市民課から発送される「字の区域及び名称変更について（通知）」（例）

字の区域及び名称変更について（通知）		
地方自治法第260条第1項の規定により、住所及び本籍について字の区域及び名称が変更となりますので、通知します。		
なお、運転免許証や通帳など、個人でお持ちの書類で住所等変更の必要があるものにつきましては、個人で手続きされますよう申し込み添えます。		
各種の住所等変更の手続きに必要となる住所変更証明書や本籍変更証明書は、本通知に同封しましたが無料にて市役所市民課、閑宿支所及び各出張所で発行いたします。		
ただし、印鑑登録証明書や住民票、戸籍謄本等は有料となります。		
千葉県野田市長 鈴木 有		

氏 名	○○○ ○○	
住所	変更前	野田市山崎○○○番地の○
	変更後	野田市梅郷△△△番地の△
本籍	変更前	野田市山崎○○○番地○
	変更後	野田市梅郷△△△番地△
変更実施日	令和 7年 ○月 ○日	

5 住所変更の手続について

字名が変更されることに伴い、市役所や法務局において職権で書き換えられるものと、皆さんに住所変更の手續をしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手續をしていただきますようお願いします。

(1) 市役所等で書き替える公簿類

公簿名	書替項目	摘要
住民基本台帳(住民票)、印鑑登録原票、選挙人名簿、国民健康保険資格台帳、その他各種台帳	住所欄	野田市の担当課が職権で書き替えます。
戸籍簿	本籍欄	野田市の担当課が職権で書き替えます。ただし、本籍と住所が異なる方は、転籍届が必要な場合があります。
土地登記簿・建物登記簿	表題部の所在	野田市が申請し、管轄法務局が書き替えます。ただし、 <u>登記名義人等の住所については、関係者各自による申請が必要です。</u>
市立小中学校への変更通知書	住所欄	市教育委員会と該当小中学校が変更しますので、個人での届出は不要です。

(2) 関係者各自が届出を必要とする事項

変更手続きは、住所変更日以降にお願いします。

【市役所での手続】

変更事項	届出申請先	説明・必要な書類等	手続期限
国民健康保険資格確認書の住所変更	野田市国保年金課 国保給付係 TEL04-7199-2264	国民健康保険資格確認書等をお持ちの方 <ul style="list-style-type: none">・資格確認書をお持ちの方 …新しい住所の記載された資格確認書が市から送付されてきますので、それ以前の資格確認書は速やかに返却してください。・資格情報のお知らせをお持ちの方 …引き続き利用することができますので変更の送付はしません。	

変更事項	届出申請先	必要な書類等	手続期限
後期高齢者医療資格確認書の住所変更	野田市国保年金課 後期高齢者医療係 TEL04-7199-2404	資格確認書には住所の記載がないため、変更の送付はしません。なお、裏面に住所を記載した方は、ご自身で修正してください。	
マイナンバーカード（個人番号カード）の住所変更	野田市市民課 マイナンバー担当 TEL04-7199-2262	マイナンバーカード（個人番号カード）を持って担当窓口までお越しください。 ※暗証番号が必要となります。	住所変更日以降速やかに
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、重度心身障がい者医療費受給券等の住所変更	野田市障がい者支援課 障がい者福祉係 TEL04-7199-3732	該当する手帳、受給者証等を持って担当窓口までお越しください。	住所変更日以降速やかに
障害福祉サービス受給者証、通所受給者証等の住所変更	野田市障がい者支援課 相談支援係 TEL04-7123-1691	新しい住所が記載された受給者証シールが市から送付されます。	
介護保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の住所変更	野田市介護支援課 介護給付係 TEL04-7199-3144	新しい住所の記載された被保険者証等が市から送付されてきますので、それ以前の被保険者証は速やかに返却してください。	
児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成受給券、養育者支援手当証書、子ども医療費助成受給券等の住所変更	野田市児童家庭課 児童給付係 TEL04-7199-3273	新しい住所が記載された証書等が市から送付されます。	

【自動車関係の手続】

変更事項	届出申請先	必要な書類等	手続期限
自動車運転免許証の住所変更	野田警察署交通課 TEL04-7125-0110 又は 流山運転免許センター TEL04-7147-2000	運転免許証 住所変更証明書 (マイナ免許証のみお持ちの方で住所変更ワンストップサービスの情報提供に同意している場合は不要)	住所変更日以降速やかに
自動車検査証の住所変更	野田自動車検査登録事務所 TEL050-5540-2023	自動車検査証 住所変更証明書(法人にあっては全部事項証明書)	住所変更日以降速やかに
軽自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会野田支所 TEL050-3816-3117	自動車検査証 住所変更証明書(2通) ※うち1通はコピー可)	住所変更日以降速やかに

【その他の手続】

変更事項	届出申請先	必要な書類等	手続期限
厚生年金及び国民年金受給者の住所変更	松戸年金事務所 TEL047-345-5517	年金受給者のうち、住所変更届の必要な方がいらっしゃいますので、お問い合わせください。	住所変更日以降速やかに
厚生年金被保険者の住所変更	事業主（勤務先）	各勤務先に確認して住所変更の手続きをしてください	住所変更日以降速やかに
厚生年金（旧）共済年金被保険者の住所変更	各共済組合		
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先		
厚生年金（旧）共済年金の給付を受けている方の住所変更	各共済組合	各共済組合に御確認ください。	
預金通帳・株券・社債等の各種有価証券	各規約等に定める窓口	法令等に定める必要書類印鑑 （例）預貯金通帳の住所書換【千葉銀行の場合】 ○預金だけの場合 ⇒取引店に届出印、通帳を持参し、届出事項変更届を提出する。 ○借入がある場合 ⇒融資内容によって必要書類等が違うので、確認が必要です。	各規約に定める期間内
電気、ガス、電話等	各事業者	各事業者の規程にそった必要書類を提出してください。	住所変更日以降速やかに
各種免許、許可、許可証等	各関係機関にお問い合わせの上、手続してください。		
その他	勤務先、学校（市立小学校を除く。）、保険会社等で住所変更が必要なものがありますので、それぞれご確認の上、手続してください。		

注1：前記載の事項は一般的な内容であるため、申請書の記載や必要書類の詳細に関し、あらかじめ申請先にお問合せください。

注2：前記載以外にも、法令等による変更手続きを要するものがある場合には、お手数ですが関係先にご確認をいただき手続きしてください。

(3) 事業所(法人)等で住所変更の手続をしていただく主なもの

《各手続は住所変更日以降に行ってください》

変更事項	届出申請先	必要な書類等	手続き期限
会社・各種法人の本店・支店(主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記 代表者等の住所の変更登記	本店の所在地を所轄する法務局 千葉法務局(本局) 千葉市中央区中央港 1-11-3 TEL043-302-1315	登記申請書 印鑑(法務局登録印) 住所変更証明書又は地番変更証明書(市発行のもの) 委任状(代理人による場合) ※申請は郵送対応可	2週間以内 ※期限経過後も手続可

上記は主なものを記載しておりますので、法令等により住所変更が必要なものがあれば、それ所定の手続をしていただきますようお願いします。

※地番変更証明は、P.8 8を参照してください。

6 住所変更通知用のはがきについて

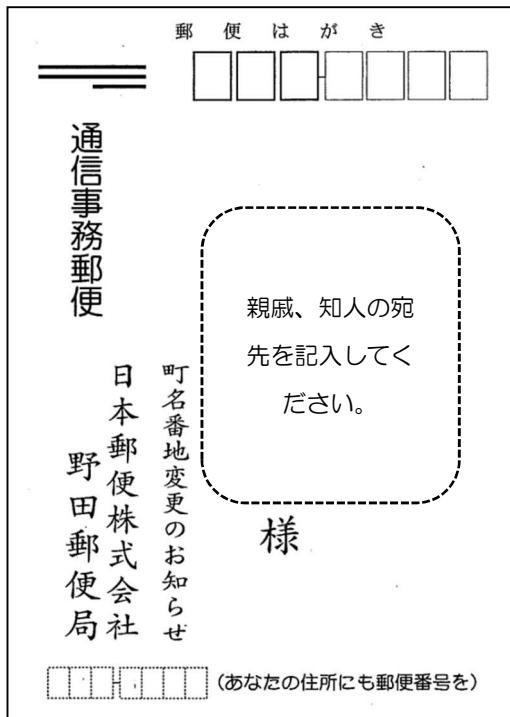
親戚、知人などに町名地番が変更したことを知らせる「住所変更通知用のはがき」が、野田郵便局から無料で一世帯当たり50枚配布されます。

はがきは、住所変更日以降、1世帯50枚を配布いたします。

必要事項を記入いただき、切手を貼らずにポストに投函してください。

なお、郵便物については、町名地番変更後も旧住所で発送されたものであっても配達されます。

(はがき表面)



(はがき裏面)

町名地番の変更のお知らせ	
令和 年 月 日から町名地番の変更が実施され、お知り合いの方の住所が下記のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。	
○今後郵便をお出しの際は、必ず新郵便番号及び新住所名をご記入ください。	
○住所録をご訂正ください。	
記	
新郵便番号	
新住所名	
野田市梅郷	番地の
氏名	
(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。)	

7 不動産の住所変更登記について

登記簿に記載されている土地及び建物の所在（表題部）は、法務局が職権で変更しますが所有者の住所（権利部）は、ご自身により変更登記を申請していただくことになります。
※住所等変更登記の義務化について（令和8年4月1日施行）

不動産の所有者（所有権の登記名義人）は、氏名若しくは名称又は住所（以下「住所等」といいます。）について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記の申請をすることが義務付けられます（不動産登記法第76条の5）。

この住所等変更登記の義務化の施行日は令和8年4月1日ですが、施行日より前に住所等を変更した場合であっても、変更登記をしていない場合には義務化の対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります（民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第5条第7項）。

詳しくは、千葉地方法務局柏支局にお問合せください。

変更事項	届出申請先	必要な書類等
一般登記による土地・建物等の所有権者の住所変更（甲区）	千葉地方法務局柏支局 〒277-0005 柏市柏6丁目10番25号 TEL04-7167-3309	登記申請書 印鑑 住所変更証明書(市発行のもの) 委任状(代理人による場合)

土地・建物に関する登記事務の停止について

土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般的な登記手続き（住所変更手続、売買、贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

8 地番変更証明の交付について

地番変更証明は、土地区画整理事業により町名・地番が変更になった場合に、新旧の町名、地番を証明するものです。

ただし、土地の権利関係等を証明するものではありませんので、ご注意ください。

住所変更日以降、無料で、市役所都市整備課において、発行いたします。

必要となる場合には、できる限り事前に御連絡ください。

	内容	申請に必要なもの	担当課
地番変更証明	土地区画整理事業により町名・地番が変更になった場合に、新旧の地番を証明する	身分証明書 ※窓口に来られた方が申請者となります。 印鑑不要	野田市役所高層棟6階 都市整備課 TEL04-7123-1647

